

聖籠町告示第96号

聖籠町循環バスの運行に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年9月17日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町循環バスの運行に関する要綱の一部を改正する告示

聖籠町循環バスの運行に関する要綱（平成25年聖籠町告示第65号）の一部を次のように改正する。

第4条中「循環バスの運行日は」の次に「、土曜日」を加える。

第5条中「別表」を「別表1」に改める。

第7条中「、全乗車区間において」を削り、「1回100円を徴収する」を「別表2のとおり利用料を徴収する」に改める。

第8条の見出し中「利用料の」の次に「減額及び」を加え、同条第1項第1号中「免除」を「2分の1減額」に改め、同項第2号中「で、その障害の等級が1級から4級までの者並びに外出時に常時介助を必要とする者」を削り、「免除」を「2分の1減額」に改め、同項第3号中「で、その障害の等級がAの者並びに外出時に常時介助を必要とする者」を削り、「免除」を「2分の1減額」に改め、同項第4号中「外出時に常時介助をする」を削り、「免除」を「2分の1減額」に改め、同項第6号中「藤寄、旭ヶ丘及び大夫興野地区に住所を有する蓮野小学校1年生及び2年生の児童で、通学する際に循環バスを利用する者」を「小学生」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項第1号から第4号までに掲げる者が利用料の減額を受けようとするときは、運転員に当該各号に該当する者であることを証する書類を提示しなければならない。ただし、同項第2号から第4号までに規定する介助者の減額については、この限りでない。

第8条第3項を削る。

第9条を次のように改める。

（回数券及び定期券）

第9条 聖籠町立小学校スクールバスの運行に関する要綱第6条（令和2年聖籠町教育委員会告示第6号。以下「要綱」という。）に規定する児童が通学

の際に循環バスを利用するときは、利用料に代えて要綱第8条第2項に規定する回数券及び定期券を使用することができる。

第10条を次のように改める。

(乗り継ぎ手続)

第10条 循環バスの別の路線へ乗り継ぎする旨の申し出を行った利用者に対しては、その証明として乗り継ぎ乗車券(別記第1号様式)を発行するものとする。

2 循環バスを降車する際に利用者から前項の規定に基づく乗り継ぎ乗車券の提示があった場合は、利用料から乗り継ぎ前の利用料を差し引いた額を徴収するものとする。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

別表中「

4 路線	次第浜～役場～さぶーん線 藤寄～役場～佐々木駅線 四ツ屋～役場～佐々木駅線 保健センター～コモタウン線
------	--

」を

「

3 路線	次第浜～聖籠町役場～新発田営業所線 藤寄～聖籠町役場～中央高校線 四ツ屋～聖籠町役場～さぶーん線
------	--

」に改め、

同表を別表1とし、同表の次に次の1表を加える。

